

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「社業の発展を通じ社会に貢献する。」を企業理念に掲げ、あらゆるステークホルダーと良好な関係を築きながら、中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。こうした取り組みを実行していくため「経営の健全性と透明性」「迅速な意思決定と実行」が必要不可欠であると考え、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

なお、当社は独立社外取締役および独立社外監査役による経営の監督体制の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】(議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳)

当社は、議決権の電子行使に関し、その導入を検討して参ります。

また、招集通知の英訳につきましては、2017年開催の定時株主総会より招集通知の一部を英訳し、当社ホームページに掲載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社のコーポレートガバナンス・コードにつきましては、当社ホームページに全ての原則を開示しておりますので、ご参照ください。

<http://www.seika.com/company/governance/>

【原則1-4】(政策保有株式)

「政策保有株式に関する方針」

当社は、取引先との取引内容や取引の規模・期間等を鑑みて、取引関係の維持・強化のために必要と判断する企業の株式を保有しております。当社は、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していくことを基本方針とし、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、検証の結果を有価証券報告書に開示しております。

なお、当社では、2020年3月期に一部保有株式を売却致しました。

「政策保有株式に係る議決権行使に関する方針」

当社が保有する株式の議決権の行使については、当該企業の経営方針を尊重した上で、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるかを議案毎に確認し、総合的に判断致します。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社の取締役会は、関連当事者間の取引を行う場合には、法令および取締役会規定に基づいて、手続きを踏まえた監視を行っております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、当社が主体となり運用を行う企業年金制度を有しません。

なお、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と当社との間で利益相反が生じないようにしております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1)当社は、経営理念、長期経営ビジョンおよび中期経営計画を、当社ホームページに掲載している他、決算説明会、株主通信等においても開示しております。

(2)当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針に関しては、当社ホームページに掲載している他、コーポレートガバナンス報告書においても開示しております。

(3)当社は、取締役の報酬等の決定に関する方針と手続に関しては、コーポレートガバナンス報告書および有価証券報告書において開示しております。

また、取締役の報酬等に係る取締役会の公正性・客観性・透明性と説明責任を強化するために、取締役会の下に報酬審査委員会を設置しております。報酬審査委員会は、4名の独立役員(3名の社外取締役および1名の社外監査役)および2名の社内取締役で構成され、代表取締役の役員賞与に対する査定案の作成およびその他の取締役執行役員の役員賞与に対する査定案の審議を行い、その結果を取締役に答申し、取締役会にて慎重に審議した上で決議します。

(4)当社は、代表取締役の選解任および取締役候補者の指名における公正性・客観性・適時性・透明性と説明責任を強化するために、取締役会の下に指名審査委員会を設置しております。指名審査委員会は、全員独立役員(3名の社外取締役および1名の社外監査役)で構成され、代表取締役社長が作成した人事案に対して、取締役会の諮問に応じて委員会で審査の上、その結果を取締役に答申し、取締役会にて慎重に審議した上で代表取締役の選解任および取締役候補者を決議します。

また、当社は、監査役候補者に関しては、代表取締役社長が作成した人事案に基づき監査役会の決議を受けた上で取締役会に諮り、株主総会に選任議案を上程しております。

(5)当社は、すべての取締役、監査役候補者の選任について、その理由を招集通知において開示しております。

なお、解任についても同様に招集通知において開示して参ります。

【補充原則4 - 1 - 1】(経営陣に対する委任の範囲)

当社の取締役会は、法令または定款に定める事項の他、取締役会にて決議すべき事項を取締役会規定に定めております。また、執行役員に対して夫々の所掌と権限を定め、業務執行を委ねております。

取締役会の円滑な審議と業務執行の迅速な遂行を目的に設置されている経営会議は、取締役および執行役員の中から取締役会で指名された者で構成され、取締役会に付議すべき事項の事前協議および取締役会より委任された事項の審議および決定を行っております。

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社の取締役会は、独立社外取締役を選任するための独立性に関する判断基準は策定しておりませんが、候補者の選任にあたっては、会社法上の要件や東京証券取引所の独立役員に関する判断基準をもとに選定し決議しております。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会全体のバランス、多様性および規模に関する考え方)

当社の取締役会は、経営責任の明確化、機動的な経営組織の構築のため、様々な専門知識や豊富な経験を有する取締役(社外取締役を含む)で構成されており、取締役会全体としてのバランス、多様性および規模は十分に確保されていると判断しております。

【補充原則4 - 11 - 2】(役員の兼任状況)

当社の取締役・監査役については、「事業報告」にて、その兼任状況を開示しており、兼職については合理的な範囲であると考えております。

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会の実効性についての分析・評価および結果の概要の開示)

当社は、取締役会の実効性を確保し、今後の取締役会の機能向上を図るため、2020年3月期を対象期間として、「取締役会の実効性評価」を実施いたしました。その結果の概要は、以下の通りであります。

1. 評価の方法

当社取締役および監査役全員を対象として、毎年アンケート内容を見直しの上、自己評価アンケートを実施し、その結果をもとに取締役会にて実効性に関する分析・評価を行いました。

(自己評価アンケートの項目)

- (1)取締役会の構成
- (2)取締役会の運営
- (3)取締役会の審議充実
- (4)取締役会を支える体制
- (5)株主その他ステークホルダーとの関係充実
- (6)総括

2. 評価結果の概要

上記分析・評価の結果、取締役会の構成、運営、審議、取締役会を支える体制、ステークホルダーとの関係において、当社取締役会は概ね適切に機能しており、実効性が確保されているものと評価いたしました。

3. 今後の取り組み

当社取締役会におきましては、今回の分析・評価の結果を踏まえ、認識された課題に対して、以下の通り取り組むことで、引き続き取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

- (1)取締役会での議論をより深めるために、事前準備や上程・審議プロセスの合理化および効率化を図り、取締役会の実効性を高めてまいります。
- (2)企業戦略の方向性については、前期に引き続き取締役・監査役会議を開催し集中的に討議する他、継続して議論を深めてまいります。
- (3)リスク管理体制については、包括的かつ多角的な視点から検討を行い、引き続き強化を進めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役・監査役に対しては、新任時に、外部で開催されるセミナーに参加させる等して、取締役・監査役として必要な知識を習得させ、自らに求められる役割と法的責任を含む責務を十分に理解する事を義務付けております。

また就任後においても、必要に応じて、知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めております。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主、機関投資家との積極的な対話を通じ、中長期的な企業価値の向上を図るため、年二回の決算説明会において社長自ら決算状況や中期経営計画の進捗状況を説明している他、株主総会においては、質疑応答時間を十分に設け、株主からの質問に対して丁寧な対応に努めております。

また当社は、個人株主からの対話(面談)の申込みに対しては総務・人事部が、機関投資家等の法人株主に対しては企画部が対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱日立パワーシステムズ(株)	826,278	6.73
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	664,400	5.41
光通信(株)	599,300	4.88
(株)三菱UFJ銀行	400,000	3.26
(株)日本カストディ銀行(信託口)	359,200	2.92
(株)山口銀行	352,918	2.87
日機装(株)	318,650	2.59
三菱電機(株)	286,383	2.33

(株) 鶴見製作所	267,050	2.17
(株) 三井住友銀行	234,250	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 大株主の状況は2020年9月30日現在の状況であります。
また、上記のほか、当社が保有する自己株式539,661株があり、割合は自己株式を控除して計算しております。
- 2019年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、フィデリティ投信株式会社が2019年11月29日現在で次のとおり当社の株式を所有している旨が記載されております。
しかし、当社として2020年9月30日現在における同社の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
フィデリティ投信株式会社	581,900株	4.54%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
白井 裕子	弁護士													
深尾 隆久	他の会社の出身者													
宮田 清巳	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白井 裕子		該当事項はございません。	同氏は企業法務を中心とした弁護士としての専門的な知識・識見と社会全体を踏まえた客観的視点を兼ね備えており、当社の企業価値向上に寄与出来るものと判断しております。同氏は経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。なお、同氏は当社の株式を保有していることを除き、当社との間には人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

深尾 隆久	同氏は過去、三菱化学エンジニアリング株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社の間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.5%未満であり、その取引の規模から独立性基準には抵触せず、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	同氏は三菱化学エンジニアリング株式会社の代表取締役社長をはじめ要職を歴任しており、その経験から経営上の課題にも的確な助言を行うなど企業価値向上に寄与出来るものと判断しております。 同氏は経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏は当社の株式を保有していることを除き、当社との間には人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。
宮田 清巳	同氏は過去、ホソカワミクロン株式会社の代表取締役社長および会長であり、同社と当社の間には商品に関する仕入取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上原価に対する割合は年平均で0.3%未満であり、その取引の規模から独立性基準には抵触せず、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	同氏は東京証券取引所第一部上場企業のホソカワミクロン株式会社の代表取締役社長、会長として同社の発展に貢献され、また一般社団法人日本産業機械工業会の監事などを歴任するなど社会貢献面でも尽力されてきました。これまでの豊富な経験を当社経営に活かしていただけるものと判断しております。 同氏は経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏は当社の株式を保有していることを除き、当社との間には人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名審査委員会	4	0	0	3	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬審査委員会	6	0	2	3	0	1	社外取締役

補足説明

当社は、代表取締役の選解任および取締役候補者の指名における公正性・客観性・適時性・透明性と説明責任を強化するために、取締役会の下に指名審査委員会を設置しております。指名審査委員会は、全員独立役員(3名の社外取締役および1名の社外監査役)で構成され、代表取締役社長が作成した人事案に対して、取締役会の諮問に応じて委員会で審査の上、その結果を取締役に答申し、取締役会にて慎重に審議した上で代表取締役の選解任および取締役候補者を決議します。

また、当社は、監査役候補者に関しては、代表取締役社長が作成した人事案に基づき監査役会の決議を受けた上で取締役会に諮り、株主総会に選任議案を上程しております。

更に、取締役の報酬等に係る取締役会の公正性・客観性・透明性と説明責任を強化するために、取締役会の下に報酬審査委員会を設置しております。報酬審査委員会は、4名の独立役員(3名の社外取締役および1名の社外監査役)および2名の社内取締役で構成され、代表取締役の役員賞与に対する査定案の作成およびその他の取締役執行役員の役員賞与に対する査定案の審議を行い、その結果を取締役に答申し、取締役会にて慎重に審議した上で決議します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から監査計画、結果について報告および説明を受け情報の共有に努めるなどして連携を深めております。監査役は内部監査部門に必要な事項を指示することが出来ます。監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査員は、その指示に関して取締役からの制限を受けないこととなっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
毛野 泰孝	弁護士													
中村 嘉彦	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
毛野 泰孝		同氏はKing & Wood Mallesons法律事務所・外国法共同事業のパートナーであり、同法律事務所と当社との間には法律業務に関する取引がありますが、当社の担当弁護士ではなく、また、同法律事務所に支払う報酬額は、取引所が定める独立要件のひとつである、多額の金銭にはあたらないと判断しております。	同氏は企業法務を中心とした弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有し、当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断しております。 同氏は、経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏と当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。
中村 嘉彦		該当事項はございません。	同氏は公認会計士として三菱電機株式会社、ミネベアミツミ株式会社他多数の企業の会計監査人を務め、また、多数のM&A案件にも関与してきており、長年に渡る国内外の監査経験に基づく高い識見を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断しております。 同氏は、経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏は当社の株式を保有していることを除き、当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の業務執行の適法性を保持することのチェック、会計監査人との連携による会計の適法、適正のチェックを行なうこと、および取締役会等の場において、客観的な立場から経験を生かした様々な助言を行なっております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

各取締役(社外取締役を除く)の報酬の内、賞与については、グループ企業としての収益拡大を意識した経営を行うため、外形標準課税額を考慮する前の連結税金等調整前当期純利益に連動させ、役職毎の係数を加味し、算出しております。
当該指標の当連結会計年度の実績は 137百万円であります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者については、取締役(社外取締役を除く)および執行役員であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書・事業報告に全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等は、社内規定に基づき基本報酬(固定報酬)が決められているほか、短期的な業績に連動した賞与(社外取締役を除く)および中長期的な業績に連動した株式報酬型のストック・オプション(社外取締役を除く)となっております。
当社の取締役報酬は、2006年6月29日開催の株主総会の決議において「年額3億円以内」となっており、当該決定に係る取締役の員数は7名ですが、「年額3億円以内」の算出の前提となる取締役の員数は、当社定款に定める11名以内であります。
株式報酬型のストック・オプションについては、2016年6月24日開催の株主総会で「年額60百万円」以内にて付与するものとしております。当該決定に係る取締役(社外取締役を除く)の員数は4名ですが、「年額60百万円以内」の算出の前提となる取締役の員数は、当社定款に定める11名以内から社外取締役を除いた員数であります。
当社の取締役の報酬等は、取締役会で議論を重ね決議された規定に基づき、株主総会で決議された上限金額の範囲内で支払われております。なお、当社は公正性・客観性・透明性と説明責任を強化するために、取締役会の下に任意の報酬審査委員会を設置しており、報酬審査委員会の委員の過半数は、独立役員(社外取締役および社外監査役)で構成されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、必要な情報を、社外取締役に対しては取締役会事務局である総務・人事部を通じて、また非常勤である社外監査役に対しては常勤監査役を通じて、的確に提供しております。

また取締役会の開催に際しては、資料を事前配布し、社外取締役および社外監査役に対して事前説明を実施しております。

なお、監査役は主要な稟議書および重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、定款において取締役の人数を11名以内、その任期を経営責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応するため1年と定めております。2020年6月25日現在、当社の取締役会は取締役8名(うち社外取締役3名)で構成されており、代表取締役を1名選定しております。取締役会は、毎月1回開催することを原則としており、法令または定款に定める事項の他、取締役会規定に定められた事項を審議および決定しております。加えて、当社は、経営の意思決定の迅速化および経営責任の明確化のために執行役員制度を導入しており、執行役員13名(取締役兼務を含む)を選任し、執行役員に対して夫々の所掌を定め、業務執行権限を委ねております。

また当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、監査役4名のうち2名が社外監査役で、弁護士、公認会計士が選任されており、財務・会計、法務に関する適切な知見を有しております。いずれも当社との間で特別な人的関係および利害関係はなく、それぞれ独立した立場において当社の監査業務を行っております。

更に、当社は月2回以上、取締役および執行役員の中から取締役会で指名された者で構成する経営会議を開催し、取締役会に付議すべき事項の事前協議および取締役会より委任された事項の審議および決定を行っております。

当社は、代表取締役の選解任および取締役候補者の指名における公正性、客観性、適時性、透明性と説明責任を強化するために、取締役会の下に指名審査委員会を設置しております。指名審査委員会は、全員独立役員(3名の社外取締役および1名の社外監査役)で構成され、代表取締役社長が作成した人事案に対して、取締役会の諮問に応じて委員会で審査の上、その結果を取締役に答申し、取締役会にて慎重に審議した上で代表取締役の選解任および取締役候補者を決議します。

また、当社は、監査役候補者に関しては、代表取締役社長が作成した人事案に基づき監査役会の決議を受けた上で取締役会に諮り、株主総会に選任議案を上程しております。

更に、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の公正性、客観性、透明性と説明責任を強化するために、取締役会の下に報酬審査委員会を設置しております。報酬審査委員会は、4名の独立役員(3名の社外取締役および1名の社外監査役)および2名の社内取締役で構成され、代表取締役の役員賞与に対する査定案の作成およびその他の取締役執行役員の役員賞与に対する査定案の審議を行い、その結果を取締役に答申し、取締役会にて慎重に審議した上で決議します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、様々な専門知識や豊富な経験を有する取締役で構成されており、取締役会全体としてのバランス、女性の取締役や海外経験のある取締役を含む多様性および規模は適正であると判断しております。

また、当社は、社外取締役を3名選任しており、社外取締役が有する専門知識や経験を元に、独立かつ客観的な視点により経営方針に対する助言や、経営の監視・監督が行われることで実効性の高いガバナンス体制を構築していると考えております。

また、当社の監査役は監査役会で定められた監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする主要な会議に出席して意見を述べるほか、会計監査人、社内関係者などからの報告、子会社および関連会社の調査、業務および財産の状況の調査等を通じて、取締役の職務の遂行を監査しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知に関し法定期日前を目途に早期発送を実施しており、また、発送前に電子的な公表(TDnetや当社ホームページ)も行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主の皆様との建設的な対話の充実や正確な情報提供等の観点から、当社の株主総会日は集中日を避けた日程を考慮して開催しており、また株主総会関連の日程も適切な設定を行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳につきましては、2017年開催の定時株主総会より招集通知の一部を英訳し、当社ホームページに掲載しております。
その他	当社の株主総会は、ビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算発表後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主通信、決算説明資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部 企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムISO14001の認証を2005年6月22日に取得、2017年6月22日に更新し環境配慮型商品の拡販に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は社是である「社業の発展を通じ社会に貢献する」のもと、法令・定款に適合し、適正かつ効率的な業務遂行を通じた企業価値の向上を図るため、会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制を以下の通り整備する。

1. 取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)
 - (1) コンプライアンスに関する体制
取締役、執行役員および使用人の行動規範である「コンプライアンスマニュアル」および関連する規定を制定し、社長をはじめとする取締役・執行役員が率先垂範するとともに、社長直轄のコンプライアンス室を設けて使用人への周知と理解の向上を図る。
社長直轄の輸出管理委員会を設置し、「輸出管理規定」を定め、安全保障輸出管理を適切に実施する。
取締役・執行役員および使用人のコンプライアンス違反行為を早期に発見するために、内部通報体制を構築する。また、「内部通報制度規定」を定め、適切に運用し、報告者に対し不利な取扱いを行わないことを確保する。
 - (2) 内部監査に関する体制
社長直轄の内部監査室を設置し、「内部統制監査規定」を定め、当社グループに係る内部統制の適正な整備および運用状況の監査を実施する。
 - (3) 反社会的勢力の排除
反社会的な活動や勢力とは対決し、関係を一切持たないことを「コンプライアンスマニュアル」に定め、接触を受けた場合には弁護士、警察等と連携し、組織的に対応する。
 - (4) 財務報告の適正性を確保するための体制
「財務報告の基本方針」を定め、金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(会社法施行規則第100条第1項第1号)
 - (1) 情報の保存・管理体制
取締役の職務の執行に係る情報は、「取締役会規定」、「経営会議規定」および「文書管理規定」に基づき、文書または電磁的記録媒体で記録し、適切に保存および管理し、取締役および監査役が常時閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
(会社法施行規則第100条第1項第2号)
 - (1) 職務権限の制定
「取締役会規定」、「経営会議規定」および「営業上の諸伺いに関する規定」等を定め、取締役、執行役員および使用人の職務の遂行に必要な権限を明確にし、その職務の執行に伴うリスクを適切に管理する。
 - (2) 部門別によるリスク管理体制
「機構職制表」を定め、各部門の職務と責任に応じてリスク管理が行える体制を構築する。
 - (3) 情報セキュリティ体制
当社の保有する情報資産について、「情報セキュリティの基本方針」を定め、その正確かつ安全な取り扱いの体制を構築する。
 - (4) 全社的なリスク管理体制
全社的なリスクおよび全社に及び可能性のある個別のリスクについては、経営会議において、その対策および対応後の評価等の統括管理を行う。
 - (5) 監査、モニタリング体制
社長直轄の内部監査室は、全社的または個別のリスクの管理体制について、監査、モニタリングを通じて、改善のための助言・提言を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
 - (1) 取締役会
「取締役会規定」に基づき、定例取締役会を原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催する。
 - (2) 経営会議
意思決定の迅速化を図るため、取締役会にて定められた事項の審議および決定を行う機関として「経営会議」を設置し、原則として毎月2回以上開催する。
 - (3) 執行役員制度
執行役員制度を採用し、取締役の業務執行権限の執行役員への委譲を進めることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を行い、効率的な経営を推進する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
 - (1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、各子会社の責任と権限を定めた「関係会社支援運営規定」を定め、グループ運営の円滑化および事業推進を図る。
当社は、「関係会社支援運営規定」に基づき、各子会社の責任者に業務執行に係る重要事項の報告を求める。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境等を踏まえたりスク管理体制の構築を求める。
 - (3) 子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役による会社運営を支援する目的で関係会社戦略本部を設ける。また、子会社の業務執行に関しては、当社が決定権限を留保する範囲を規定により定める。
 - (4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
各子会社において、各国の法令等に基づき、コンプライアンス体制を整備し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
当社より取締役または監査役を派遣して監督するとともに、問題が発生した場合には、状況が迅速かつ適切に当社へ報告される体制を構築する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号および第3号)
 - (1) 補助使用人とその独立性
監査役がその監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を配置するものとし、その使用人は監査役の指示に従うものとする。
 - (2) 補助使用人の人事
監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役会の同意を得るものとする。
7. 監査役への報告体制、監査役の職務の執行について生じる費用に関する事項、およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号、第6号および第7号)
 - (1) 報告体制
取締役・執行役員、使用人および各子会社の責任者が、当社に重大な損失を与える事項、コンプライアンス違反または不正を発見した場合、監査役へ報告する体制を確保する。
 - (2) 監査費用
監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続や処理を行うことができるものとする。
 - (3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が、取締役会等重要会議へ出席し、経営の意思決定の過程および取締役の業務執行状況を把握できるよう体制を整備する。
監査役は、必要に応じて、重要事項等に関する文書の閲覧並びに取締役・執行役員および使用人からの説明を求めることができる。
監査役が、社長および社外取締役との定期的な意見交換を行えるよう、また会計監査人および内部監査室からの監査報告を定期的に受けられるよう、実効的な監査体制の確保および強化に努める。
当社グループの内部通報の状況について、定期的に監査役へ報告される体制を確保する。
8. 内部統制システムの基本方針の見直し
 - (1) 改定
当社は、必要に応じて本内部統制システムの基本方針を見直すものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「コンプライアンスマニュアル」において、市民社会の秩序や安全に対し脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力とは対決し、一切の関係を遮断する旨を明文化しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制については添付(コーポレートガバナンス体制図)のとおりであります。

また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

(1) 会社情報の適時開示判断

会社情報の適時開示については、適時開示規則等に基づき、総務・人事部が中心となり、企画部、業務部、経理部等と連携して、適時開示情報に該当するかを協議し、最終的に情報取扱責任者(管理本部長)が判断しております。

(2) 適時開示情報に係る社内体制

1) 決定事実に関する情報

重要な決定事実については、取締役会もしくは経営会議において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会等を開催することにより、迅速な意思決定を行っております。

決定された重要事実については、情報取扱責任者が東京証券取引所の適時開示規則等に基づき、適時開示が必要と判断した場合には、速やかに開示を行っております。

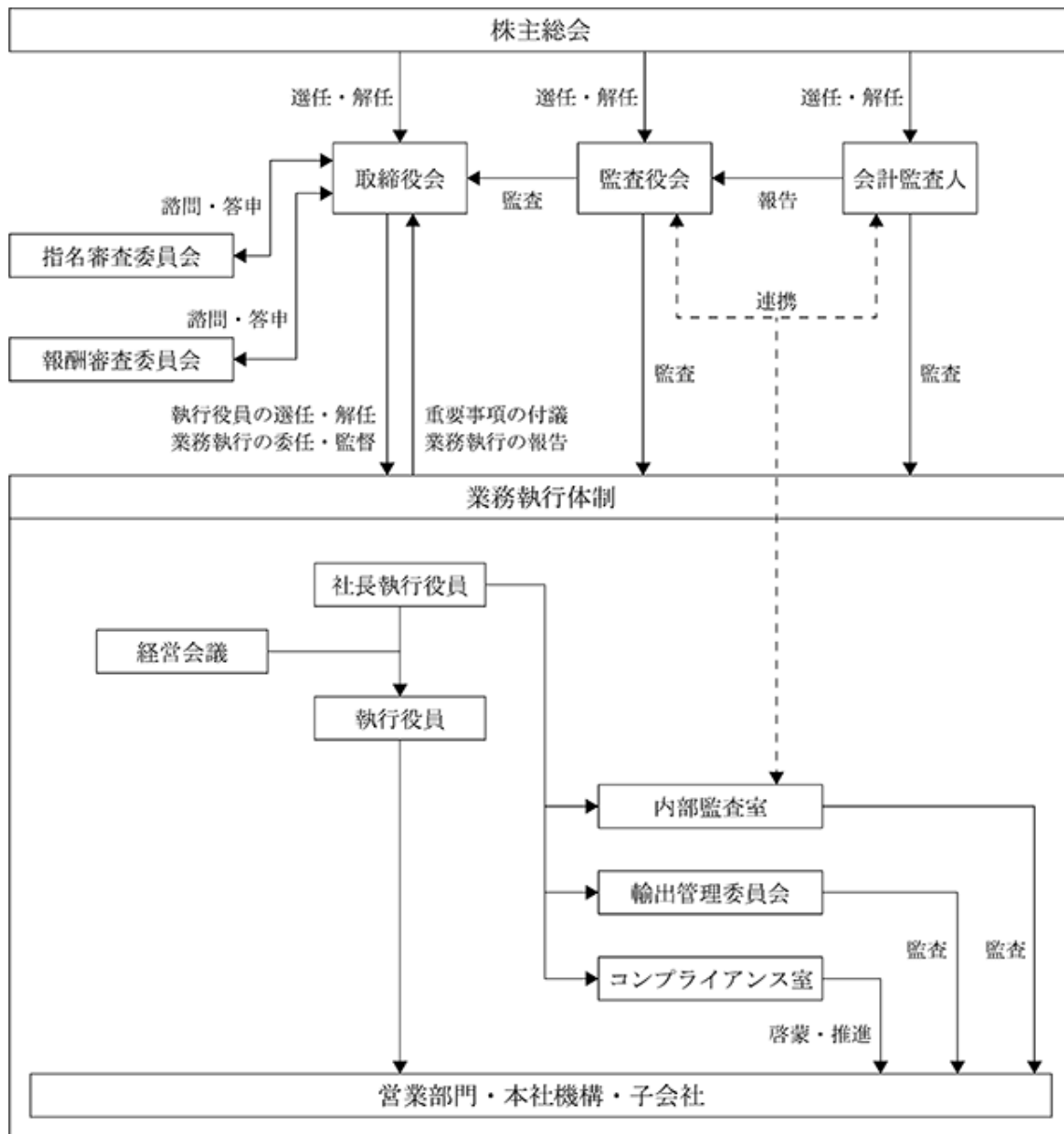
2) 発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生した部門長および子会社等の代表者などから速やかに情報取扱責任者へ情報が集約されます。発生した事実については、情報取扱責任者が東京証券取引所の適時開示規則等に基づき、適時開示が必要と判断した場合には、速やかに開示を行っております。

3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部が中心に決算書類を作成し、会計監査人および監査役会による監査を受けた後、決算に関する取締役会において承認を得て、取締役会開催当日に開示しております。

(3) 適時開示体制の概要図は添付(適時開示体制図)のとおりであります。



(適時開示体制図)

